

千葉県シルバー人材センター運営事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(昭和46年法律第68号)の趣旨に則り、高年齢者の就業機会の確保、生きがいの充実、健康と福祉の増進を図るため、公益社団法人千葉県シルバー人材センター(以下「センター」という。)に対し、予算の範囲内において交付する補助金について、千葉県補助金等交付規則(以下「規則」という。)に基づき、必要な事項を定める。

(対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は、次の経費とする。

- (1) 「高年齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)実施要領」(平成12年6月12日付け、労働省発職第124-2号労働事務次官通知別紙)に基づき、センターが行う高年齢者就業機会確保事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費
- (2) その他市長が特に認める経費

(交付額の算定方法)

第3条 補助金の交付額は、別表により算定する。

(交付の申請)

第4条 センターは、規則第3条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、千葉県シルバー人材センター運営事業等補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助金執行計算書
- (4) 定款
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合は、当該申請にかかる書類等を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付決定をするものとする。

(交付の条件)

第6条 市長は、規則第5条の規定により、次の各号に掲げる条件を附するものとする。

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をするときは、市長の承認を受けると。ただし、経費の配分については、補助事業等の趣旨・目的に支障を及ぼさないと認められる変更であって、変更額が補助対象経費総額の3%に満たないものについてはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を受けると。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けると。
- (4) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、千葉市シルバー人材センター運営事業等補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 センターは、第6条第1号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市シルバー人材センター運営事業等補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 センターは、第6条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市シルバー人材センター運営事業等中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(変更等の承認)

第9条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請を受けたときは、すみやかに内容を審査し決定した内容を、千葉市シルバー人材センター運営事業等補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、千葉市シルバー人材センター運営事業等補助金実績報告書(様式第6号)によるものとする。

(補助金額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、千葉市シルバー人材センター運営事業等補助金額確定通知書(様式第7号)によるものとする。

(交付の請求)

第12条 センターは、規則第16条第1項の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、千葉市シルバー人材センター運営事業等補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

2 センターは、規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定による補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市シルバー人材センター運営事業等補助金一括(分割)事前請求書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(決定の取消通知)

第13条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市シルバー人材センター運営事業等補助金交付決定取消通知書(様式第10号)によるものとする。

(返還命令)

第14条 規則第18条第1項、又は第2項の規定による返還命令は、千葉市シルバー人材センター運営事業等補助金返還命令書(様式第11号)によるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、千葉市シルバー人材センター運営事業等補助金の交付に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

種別	内容（補助対象経費科目）	補助率
事業費	センターの公益目的事業に要する経費 役員報酬、給料手当、臨時雇賃金、法定福利費、退職給付費用、福利厚生費、会議費、役員等旅費交通費、旅費交通費、通信運搬費、車両運搬具減価償却費、什器備品減価償却費、リース資産減価償却費、什器備品費、消耗品費、修繕費、印刷製本費、光熱水料費、賃借料、保険料、諸謝金、租税公課、支払負担金、組織活動助成費、委託費、教材費、講習企画購入費、訓練委託費、作業適応訓練費、支払手数料、支払利息、雑費	補助対象経費の総額から当該事業に充てるべき国庫補助金収入及び自主財源等を差し引いた額の 10/10
管理費	センターの法人運営に要する経費 役員報酬、給料手当、臨時雇賃金、法定福利費、退職給付費用、福利厚生費、会議費、役員等旅費交通費、旅費交通費、通信運搬費、車両運搬具減価償却費、什器備品減価償却費、リース資産減価償却費、什器備品費、消耗品費、修繕費、印刷製本費、光熱水料費、賃借料、保険料、諸謝金、租税公課、支払負担金、委託費、支払手数料、支払利息、雑費	補助対象経費の総額から当該事業に充てるべき自主財源等を差し引いた額の 10/10
	その他市長が特に必要かつ適当と認めた経費	市長が定める額